## 身体障害者障害程度等級表

								-,		12 12 7								
		聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語		肢	体	不	自	由		心臓、じん臓	告しくは呼吸器ス	はぼうこう若し	くは直腸若しく! の機能の障害	は小腸若しくはと	ト免疫不全ウイ	ルスによる免疫
級別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	機能又は そしゃく 機能の障 害	上 肢		下	肢	体 幹	乳幼児期以前の による運! 上肢機能	非進行性の脳病変 助機能障害 移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は 直腸の 機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫機能障 害	肝臓機能障
級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって削ったためをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について調ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの		機能を全廃した 大腿の2分の1じ		体幹の機能障害によ り坐つていることができ ないもの	不随意運動・失調等により 上肢を使用する日常生活 動作がほとんど不可能なも の	不随意運動・失調等により 歩行が不可能なもの	・ 心臓の機能の 障害はの日常生 の身辺の日常生 活活動が極度に 制限されるもの					ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫 の機能の障害に	肝臓の機能の 害により日常 活活動がほと ど不可能なも
級	1 福力の良い方の眼の視力が0.02以上 0.03以下ら0.03以下ら0.03以下のより 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ 他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺振手角度(1/視標による。以下向に、)の総形が左右眼それぞれ80度以下かっ画眼中接野角度(1/沒視標による。以下同に、)が80度以下からの 4 両眼開放視認点数が70点以下から 両眼中心視野視認点数が70点以下から同眼中心視野視認点数が70点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれ ぞれ100デシベル以上の もの (両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分のI以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの		機能の著しい隣	_	1 体幹の機能障害に より生位又は起立位を 保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害に より立ち上ることが困難 なもの	不随意運動・失調等により 上肢を使用する日常生活 動作が極度に制限されるも の	歩行が極度に制限される:	Ď					ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫 の機能の障害に より日常生活が 極度に制限され るもの	害により日常
	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上 0.07以下のもの(2級の2に該当するもの。 を除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ 2 視力の良い方の影の視力が0.08かつ 3 周辺視野角度の総色が左右眼それ 74.80度以下の一の開中心視野角度が 56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ 同眼中心視野視影点数が40点以下のもの のの	シベル以上のもの(耳介 に接しなければ大声語を	平衡機能の 極めて著し い障害	音声機 能、言声語機 能又はそ しゃく機能 の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全身 したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの			以上で欠くもの	体幹の機能障害により 歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により 上肢を使用する日常生活 動作が著しく制限されるも の	不随意運動・失調等により 歩行が家庭内での日常生 活活動に制限されるもの	害により家庭内 での日常生活活	障害により家庭	障害により家庭 内での日常生活 活動が著しく制	の機能の障害に より家庭内での	害により家庭内 での日常生活活 動が著しく制限さ	ルスによる免疫 の機能の障害に	害により日常 活活動が著 制限されるも (社会での日 生活活動が く制限される
級	2 周辺視野角度の総和が左右眼それ ぞれ80度以下のもの	1 両耳の聴力レベルが 80度分に火地にしている 80度分に接近しばければ結 声路を増乳し得ないもの 8度の語音明散度が50 米ーセント以下のもの		音声機能、 言語機能 又はそしゃく 後能の著 しい職者	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全原したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の回指機能を強化たもの	2 両下肢の5 3 一下肢を7 4 一下肢の桁 5 一下肢の桁 たもの 6 一下肢が向 長さの10分の	下腿の2分の1以 機能の著しい陽 投関節又は膝間	機能を全廃したもの 以上で欠くもの な書 関節の機能を全廃し Dom以上又は健側の		不随意運動・失調等による 上肢の機能解苦により社 会での目常を活動が著 しく制限されるもの	不随意運動・失調等により 社会での日常生活活動が 著しく制度されるもの	害により社会で の日常生活活動	じん臓の機能の 障害により社会 での日常生活動 動が著して制限さ れるもの	呼吸器の機能の 障害におけた会 での日常生活活動が著しく制限さ れるもの	の機能の障害に より社会での日	害により社会で の日常生活活動	ルスによる免疫 の機能の障害に	肝臓の機能 害により社法 の日常生活が が著しく制い るもの
級	1 複力の良い方の観の視力が0.2かつ 他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両限による世野の2分の1以上が欠け ているもの 3 両限中心視野角度3/56度以下のもの 4 両限開放視認点数が70点を超えかつ 106歳以下のもの 5 両限中心視野視認点数が40点以下 のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや相反びしどさし指の機能の著しい障害 6 おや指又びしども大切の機能の著しい障害 の機能の著しい障害	障害 2 一下肢の原 3 一下肢が さの15分の1じ	足関節の機能を 健側に比して5c		害	不随意運動・失調等による 上肢の機能障害により社 会での日常生活活動に支 験のあるもの	社会での日常生活活動に							
級	2	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの /(40 cm以上の更難で発力 された会話語を理解し得 ないもの) 2 一側耳の聴力レベル が90 デシベル以上、他 // 耳の聴力レベルが50 デシ ベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害  ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	2 一下肢の	Jスフラン関節じ 足関節の機能の			不随意運動・失調等により 上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により 移動機能の劣るもの							
級	1 回一の薬剤・ヘルブニーのの重複+大師金	sが洗大掛合け 一調不みの8	易レすス トヤ		1 上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著 しい障害 5 一上肢のなか指、くすり及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を 全原したもの 質する障害が特に本表中に指定せられているものに	2 一下肢の桁 3 一下肢の骨 いずれか一関 4 一下肢の 5 一下肢の 6 一下肢が さの20分の1じ	機能の軽度の個 股関節、膝関質 関節の機能の軽 すべての指を欠 すべての指を欠 すべての指を は は は は は は は に に に に に に に に に に に に に	が又は足関節のうち、 度の障害		上枝に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調 等を有するもの							

- 1 同一つの様に、が、こ、少価重する障害が必要が高い、一般で、火酸とする。これ、この主義する機合が利に本来でした。 2 肢体不自由においては、「税に該当する障害がこと」主義する場合は、6歳とする。 3 異なる等級についてこ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 信者 4 指を欠くもの」とは、おや指については指令問関節、その他の指については第一指令問関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中事指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動権を各く含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の肺燥の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもつて計測したものをいう。
  - 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。